

利用権設定等促進事業について

【利用権設定等促進事業とは】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農地の権利移動（貸借）の調整・推進を行うものです。

具体的には、農地の貸し手（所有者）・借り手（耕作者）の双方の同意により提出された利用権設定申出書をもとに、市は「農用地利用集積計画書」の作成を行い、農業委員会の決定を経て、公告を行うことで、利用権が設定されます。

※利用権により設定された権利は、契約期間が過ぎると自動的に権利が消滅するので、安心して農地の貸し借りが行えます。再設定の手続きを行うことで、継続して設定を行うことも可能です。

【申出書提出にあたっての留意点】

・対象となるのは、市街化調整区域の農地（高砂市においては伊保・曾根・阿弥陀・北浜地区が該当）です。

・面積は、登記面積です。（水稻生産実施計画書及び営農計画書の面積ではありません。）

・農用地利用集積計画は、月1回、農業委員会へ議案を提出します。

貸借始期は、市の公告後になるため、ご希望に添えない場合があります。

（毎月5日までに利用権設定申出書を産業振興課へ提出する必要があります。）

・貸し手・借り手双方の集落の農会長の同意印、土地の権利者全員の同意印が必要です。

ただし、数人の共有名義の土地については20年以下の利用権設定の場合に限り、2分の1を超える共有持分を有する者の同意で手続きは可能です。

・借り手は、経営する農地の全てを耕作する必要があります。

（「3. 利用権の設定を受ける者（借り手）の農業経営状況」で確認します。）

・納税猶予を受けている農地につきましては、利用権設定により猶予が打ち切りとなる場合がありますので、ご注意ください。

・借り手が他市町にお住いの場合は耕作証明書が必須となります。

※その他、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等に合致する必要がありますので、申出書作成の前に、産業振興課農林水産係までご相談ください。また、申出書の提出にあたり書類上の不備等で、修正を求める場合があります。なお、必要事項等の記載がされていない申出書については、受理できませんのでご了承ください。

【手続きのながれ】

農用地利用集積計画作成申請書を毎月5日までに産業振興課に提出

(終期は年度末とする)

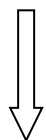


産業振興課において農用地利用集積計画案を作成(10日までに)



農業委員会に議案(農用地利用集積計画の決定について)を毎月専決日までに提出

※総会に諮る前に対象農地の地区委員会において同計画の審査



☆対象となる農地は市街化調整区域の農地であるため、対象地区は、伊保・曾根・阿弥陀・北浜地区の地区委員会

毎月26日の農業委員会総会において同計画の可否を決定

(産業振興課から決定通知書)



翌々月の1日に同計画を公告することにより効力が発生

※公告日が土日祝日・年末年始の休日の場合は前倒しし、前週の開庁日とする。ただし、公告日を前倒しすることで利用権の設定を受ける(借りる者)側及び利用権を設定する(貸す者)側に不利益が生じる場合はその限りではない。

(公告と同日付けで利用権の設定を受ける(借りる者)側の集落の農会長、利用権の設定を受ける(借りる者)側、利用権を設定する(貸す者)側に対して決定通知を送付)

【継続して利用権を設定する場合】

終期を迎える月の前月の5日までに農用地利用集積計画作成申請書を提出

(例:終期が3月31日の場合は2月5日までに提出)



翌月の農業委員会総会に諮る

(例:2月5日までに提出した申請書は2月の農業委員会総会にて諮る)



翌々月の1日付で公告

(例：2月の総会にて可否の決定後、可の場合は4月1日付けで公告)